第10号議案

小城市野外研修センター条例施行規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 7 月 24 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市野外研修センターの利用について利用時間を定め、また、利用の制限について抽象的な表現に改めるため規則の一部を改正する。

小城市野外研修センター条例施行規則の一部を改正する規 則

小城市野外研修センター条例施行規則(平成 17 年小城市教育委員会 規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「休館日及び開館時間」に改め、同条第1項中「休館日」の次に「及び開館時間」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 休館日 毎月第1水曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、 その翌日)及び12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) 開館時間 午前9時から午後9時までとする。ただし、宿泊を伴う場合は、午前9時から宿泊最終日の午後9時までとする。

第2条第2項中「臨時に開館し、又は休館」を「休館日及び開館時間 を変更」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(利用の制限)

- 第4条 教育委員会は、条例第4条の規定により次の各号のいずれかに 該当すると認めたときは、センターの利用の許可を与えず、又は許可 を取り消し、若しくはセンターから退去させることができる。
 - (1) センターの設置の目的に反する利用をするおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
 - (4) 施設、設備機器、又は樹木等をき損するおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料の減免)

第5条 条例第7条の規定により、次の各号に掲げる場合は、当該各号 に定めるところにより使用料を減額し、又は免除する。

- (1) 市及び教育委員会が主催又は共催する行事に利用する場合 免除
- (2) 市社会教育係団体が主催する行事に利用する場合 100分の50 を減額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合 免除
- 第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市野外研修センター条例施行規則(平成17年小城市教育委員会規則第35号)新旧対照表

現行	改正後(案)
小城市野外研修センター条例施行規則	小城市野外研修センター条例施行規則
平成17年3月1日	平成17年3月1日
教育委員会規則第35号	教育委員会規則第35号
改正 平成17年10月18日教委規則第43号	改正 平成17年10月18日教委規則第43号
平成21年 3月12日教委規則第 2号	平成21年 3月12日教委規則第 2号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、小城市野外研修センター条例(平成17年小城市条例	第1条 この規則は、小城市野外研修センター条例(平成17年小城市条例
第94号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの	第94号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの
とする。	とする。
(休館日)	(休館日 <u>及び開館時間</u>)
第2条 小城市野外研修センター(以下「センター」という。)の休館日	第2条 小城市野外研修センター(以下「センター」という。)の休館日 <u>及</u>
は、次のとおりとする。	<u>び開館時間</u> は、次のとおりとする。
(1) 毎月第1水曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法	(1) 休館日 毎月第1水曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法
律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に	<u>律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に</u>
当たるときは、その翌日)	<u>当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日までの日</u>
(2) <u>12月29日から翌年1月3日までの日</u>	(2) 開館時間 午前9時から午後9時までとする。ただし、宿泊を伴
	う場合は、午前9時から宿泊最終日の午後9時までとする。
2 前項の規定にかかわらず、小城市教育委員会(以下「教育委員会」とい	2 前項の規定にかかわらず、小城市教育委員会(以下「教育委員会」とい
う。)が必要と認めたときは、 <u>臨時に開館し、又は休館</u> することがで	う。)が必要と認めたときは、 <u>休館日及び開館時間を変更</u> することがで

きる。

(利用の申請)

- 第3条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、利用 を開始しようとする日の7日前までに野外研修センター利用許可申請 書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 修センター利用許可書(様式第2号)を交付する。
- 3 前項の許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、管理者 の要求があったときは、当該許可書を提示しなければならない。 (使用料の減免)
- 第4条 条例第7条の規定により、次の各号に掲げる場合は、当該各号に 定めるところにより使用料を減額し、又は免除する。
 - (1) 市及び教育委員会が主催又は共催する行事に利用する場合 免除
 - (2) 市生涯学習諸団体が主催する行事に利用する場合 100分の50を 減額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合 免除

(遵守事項)

第5条 利用者は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならな い。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を得た場合は、この限りで

きる。

(利用の申請)

- 第3条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、利用 を開始しようとする日の7日前までに野外研修センター利用許可申請 書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請書を受理し、適当と認めたときは、野外研 | 2 教育委員会は、前項の申請書を受理し、適当と認めたときは、野外研 修センター利用許可書(様式第2号)を交付する。
 - 3 前項の許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、管理者 の要求があったときは、当該許可書を提示しなければならない。 (利用の制限)
 - 第4条 教育委員会は、条例第4条の規定により次の各号のいずれかに該 当すると認めたときは、センターの利用の許可を与えず、又は許可を取 り消し、若しくはセンターから退去させることができる。
 - (1) センターの設置の目的に反する利用をするおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
 - (4) 施設、設備機器、又は樹木等をき損するおそれがあるとき。
 - (5) 前号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認 められるとき。

(使用料の減免)

第5条 条例第7条の規定により、次の各号に掲げる場合は、当該各号に 定めるところにより使用料を減額し、又は免除する。

ない。

- (1) 施設又は器具を汚損し、又は破壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取し、若しくは損傷すること。
- (3) 植栽その他の形状を変えること。
- (4) 飲料水を汚染し、又は渓流、溝等の水路の流通を妨げること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定場所以外で野営、たき火又は炊飯をすること。
- (7) 指定場所以外にごみその他の汚物又は廃物を捨てること。
- (8) 便所以外の場所で用便をし、又はさせること。
- (9) 広告物を掲示すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、保安衛生上若しくは風紀上障害とな
 - <u>り、又はセンターの管理上支障がある行為をすること。</u>

(退去命令等)

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センター外への退去を命じ、又は必要な措置を再ることができる。
 - (1) 前条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公衆に著しく不快感を起こさせ、若し くは公衆衛生上害を及ぼし、又はそのおそれがある者

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な

- (1) 市及び教育委員会が主催又は共催する行事に利用する場合 免除
- (2) 市社会教育団体が主催する行事に利用する場合 100分の50を減 額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合 免除

削除

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要

な事項は、教育委員会が別に定める。